



介護保険料を納め始めるのは

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例

10月1日生まれ

9月分から

10月2日生まれ

10月分から

65歳になる年度の保険料について

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料(介護保険分)から納めます。65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。



65歳になった月以降も医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。



介護保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。

年金が年額18万円以上の人 → 年金から差し引かれます 特別徴収

年6回ある年金※の定期支払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象になりません。

前年度から継続して特別徴収の場合、前年の所得が6月以降に確定するため、仮徴収と本徴収により保険料を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年額保険料から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。



年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 保険料の所得段階が変更になった場合 など

年金が年額18万円未満の人 → 納付書や口座振替で納めます 普通徴収

納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で、揖斐広域連合の指定金融機関などを通じて納めます。

保険料の納付は口座振替が便利です

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。右のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などには、納付書で納めることになります。

保険料の納付書

預(貯)金通帳

通帳届け出印



介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。



災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときは、揖斐広域連合までご相談ください。